

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【公表番号】特表2015-500168(P2015-500168A)

【公表日】平成27年1月5日(2015.1.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-001

【出願番号】特願2014-545308(P2014-545308)

【国際特許分類】

B 6 2 J 1/16 (2006.01)

B 6 2 J 1/08 (2006.01)

【F I】

B 6 2 J 1/16

B 6 2 J 1/08 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月3日(2015.12.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

自転車の運転者のための第1の座席の後ろに第2の座席を備える自転車であって、第1の座席と第2の座席はいずれも前方に向けられており、該自転車は：

第1の座席を支持するシート・チューブ；および

シート・チューブを自転車の後輪の車軸に連結する負荷支承構造であって、第2の座席は該負荷支承構造の上にあり、該負荷支承構造は後輪の車軸に連結したシート・ステー構造を含んでいる、上記負荷支承構造；

を含み、

ここで、乗員の足のための空間は負荷支承構造の少なくとも部分の内側にあり、そして、

ここで、第2の座席は、自転車の横から見たときに、乗員の足のための空間が第1の座席の運転者の足のペダルを漕ぐ動きによって描かれる範囲と重なり合うように位置決めされる、

上記自転車。

【請求項2】

シート・チューブとシート・ステー構造の間に1つまたはそれ以上のパネルから作られた薄板構造を含み、該薄板構造は第2の座席の乗員の足のための空間を少なくとも部分的に定める、請求項1に記載の自転車。

【請求項3】

自転車のペダルが、自転車の縦軸に対して垂直な方向に200mmより大きく離間している、請求項1に記載の自転車。

【請求項4】

第2の座席のベースと背もたれとの間の交差部は、自転車のクランクセットの軸から750mm未満にある、請求項1に記載の自転車。

【請求項5】

第2の座席のベースは地面から700mm未満にある、請求項1に記載の自転車。

【請求項6】

第 2 の座席の後ろに第 3 の座席をさらに含み、ここで、自転車の全長は 2 0 0 0 m m を上回らない、請求項 1 に記載の自転車。

【請求項 7】

自転車の後輪の直径は前輪の直径未満である、請求項 1 に記載の自転車。

【請求項 8】

前輪の直径は 4 5 0 m m から 7 5 0 m m の間であり、そして後輪の直径は 3 9 0 m m から 5 2 0 m m の間である、請求項 7 に記載の自転車。

【請求項 9】

薄板構造は管状フレームを含み、該管状フレームは第 2 の座席に着座した乗員の足を通すことを可能にする、請求項 1 に記載の自転車。

【請求項 10】

管状フレームは四辺形である、請求項 9 に記載の自転車。

【請求項 11】

第 2 の座席を覆い、そして少なくとも部分的に透明な材料で作られるフードを含み、該フードは膨張式構造およびロッドの少なくとも 1 つを含み、そして該フードはさらに、第 1 の座席の運転者により係合されるように適合したストラップを含む、請求項 1 に記載の自転車。

【請求項 12】

第 2 の座席は自転車のホイールベースの内側に位置付けられる、請求項 1 に記載の自転車。